

有限会社 ビューティーサロン長谷 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 10月 1日～ 2030年 9月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 2025年 10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2025年 11月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 2026年 1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：2029年 12月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 2025年 10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2026年 1月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知